平成２５年（フ）第１１８１９号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目26―３―604
債務者　鈴木　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８２０号
東京都町田市本町田3486　藤の台団地１―46―406
債務者　工藤　　崇
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８２１号
東京都板橋区板橋２丁目46―10―1102
債務者　田中　素美
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第７３１号
北海道千歳市春日町３丁目２番１―316号
サーム春日、申立時の住所北海道恵庭市駒場町２丁目１番２―101号
破産者　上杉　　智
1　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
2　一般調査期日　平成25年12月17日午後２時
平成25年10月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５２号
広島県呉市内神町16番２号
破産者　大澤　輝高
1　破産債権の届出期間　平成25年12月２日まで
2　一般調査期日　平成26年１月22日午前11時
平成25年10月31日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
大阪市鶴見区諸口２―13―11、開始決定時の住所大阪市鶴見区徳庵１丁目１番62―801号
破産者　下園　　浩
1　破産債権の届出期間　平成25年12月３日まで
2　一般調査期日　平成26年１月16日午後３時30分
平成25年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第８９号
長野県上伊那郡宮田村3366番地
破産者　有限会社小一商店
1　期日　平成25年12月４日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年11月１日　長野地方裁判所伊那支部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９０号
長野県上伊那郡宮田村3272番地
破産者　前林　善一
1　期日　平成25年12月４日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
平成25年11月１日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２８号
山口県美祢市大嶺町東分1975番地８
破産者　石田　英明
異議申述期間　平成25年12月３日まで
平成25年11月１日　山口地方裁判所宇部支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９３３８号
東京都墨田区向島２丁目22―１―806　向島パークハイツ第３
破産者　齊藤　清一
免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
平成25年10月31日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０８２号
東京都千代田区平河町１丁目６番３号
清算株式会社　株式会社グレンフィールド・オペレーションズ
代表清算人　吉田　昭弘
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第８号
長野県大町市大町1851番地大糸タイムスビル三階
清算株式会社　アルプスケーブルビジョン株式会社
代表清算人　相模　一男
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所松本支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０４０号
東京都新宿区新宿３丁目９番１号
清算株式会社　株式会社ソフィアモバイル
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案議決権の行使方法等

平成２１年（ミ）第１号
静岡市清水区三保491番地の１
更生会社　株式会社カナサシ重工
管財人　青島　伸雄
同　　秋山　和幸
同　　飛鷹　昌仁
1　議決権行使の方法　書面投票
2　書面投票期間　平成25年11月29日から平成25年12月19日まで
3　決議の組分け　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限　平成25年11月28日
5　議決権者確定の基準日　平成25年11月28日
平成25年10月31日
静岡地方裁判所民事第２部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第６０号
茨城県笠間市福原1305番地１
再生債務者　株式会社萩原製菓
主文　本件再生手続開始の申立ての棄却後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年10月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１４号
京都市西京区松尾大利町20番地の１
再生債務者　株式会社京都国際
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成25年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

保全管理命令

平成２５年（再）第６０号
茨城県笠間市福原1305番地１
再生債務者　株式会社萩原製菓
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都中央区日本橋２－３―21八重洲セントラルビル８階　日本橋総合法律事務所　弁護士　中根　茂夫
平成25年10月29日
東京地方裁判所民事第20部